

管理職のための特別支援教育

校内支援体制充実ガイド



令和 8 (2026) 年 3 月
山口県教育委員会



校長は、 学校の特別支援教育実施の責任者

管理職は特別支援教育の意義を理解するとともに、認識を深め、学校が組織として取り組む方向性を定め、校内支援体制を円滑に機能させるなど、特別支援教育の推進をリードします。

◇「特別支援教育の推進について（通知）」

（文部科学省 平成19年4月）

【「2. 校長の責務」より】

- 校長は、学校の特別支援教育実施の責任者である。
- 校長は、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深める。
- 校長は、リーダーシップを発揮しつつ特別支援教育の体制整備を行う。
- 校長は、特別支援教育を行うための体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導する。
- 校長は、特別支援教育に関する学級経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

◇「山口県教員育成指標」（県教委 令和5年3月）

■どのステージにおいても変わらず必要とされる「教職に必要な素養に関すること」

◎豊かな人間性 ◎使命感 ◎責任感 ◎教育的愛情 ◎人権意識 ◎倫理観 ◎社会性 等

大項目	中項目	小項目	教頭・部主事	校長・副校長
教育活動に関すること	10	特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	○ 特別支援教育の理念や制度、インクルーシブ教育システム構築や合理的配慮提供の考え方等についての認識を深め、全教職員の理解を促進している。 ○ 校内コーディネーターと連携しつつ、校内委員会の計画的な実施と組織的な支援、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を行っている。 ○ 保護者や関係機関等との連絡調整、進級・進学時における情報の引継ぎ等の管理を行っている。	○ 特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を常に新たにし、特別支援教育を学校経営の柱の1つに位置付けている。 ○ 校内委員会の充実、校内コーディネーターの育成、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用と管理を行っている。 ○ 教職員の専門性向上、保護者や関係機関等との連携、障害者理解の促進、進学時における情報の適切な引継ぎ等の徹底を図っている。

校長のリーダーシップが重要

関係機関との連携・協働により、特別支援教育を更に推進



チームとしての学校全体で行う特別な支援

特別支援教育の全校的な教育支援体制を確立するためには、校長がリーダーシップを発揮し、校長自身が特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

◇「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」 (文部科学省 平成29年3月)

ガイドラインには、特別支援教育の充実に向けた校内支援体制の整備の推進に必要な、校長や校内コーディネーター等の役割ごとの具体的な役割が示されています。

【校長の役割】

1 特別支援教育を柱とした学校経営 **ポイント①**

【学校経営上、校長が念頭におくべき事項】

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

2 校内委員会の設置と運営

3 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理

5 教職員の理解推進と専門性の向上 **ポイント②③**

6 教員以外の専門スタッフの活用

7 保護者との連携の推進

8 専門家・専門機関との連携の推進 **ポイント④**

9 進学等における適切な情報の引継ぎ **ポイント⑤**

◇ 特別支援教育に係る経験を有する教師を増やす

「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」（文部科学省 令和4年3月）において、全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積することの必要性が示され、校長の取り組むべき内容を以下のとおりとしています。

- 特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること
- 適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任をもって特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること

校内支援体制充実のポイント

◇ポイント1 特別支援教育を柱とした学校経営

A 中学校 学校経営方針

- 1 生徒のよさや可能性に気づき伸長する**特別支援教育の視点**を大切にした教育活動の推進
- 2 相手意識と対話を大切にした組織運営・教職員研修・人材育成
- 3 地域資源を活用した小中一貫教育の発展・充実

特別支援教育を、学校経営の柱の1つに位置付け、教職員、保護者、地域へ表明

◆位置付けにより、特別支援教育に対する教職員の意識を高め、組織力の向上を図ることが期待できる。

【「学校評価アンケート」に、特別支援教育の項目を含める】

＜教職員・保護者・地域の意識を更に高める＞

○学校は、特別な支援や配慮を必要とする生徒について、一人ひとりの能力や状況に応じた指導（個別最適化指導）を行っていると思いますか。

○保護者（ご自身）は、全ての人々が共に生きる社会の実現に向けて、学校の特別支援教育や通級指導教室の取組について理解している。

◆地域や保護者と、学校の特別支援教育の取組について共に考えることで、地域や保護者の意識の高まりが期待できる。

◇ポイント2 特別支援教育を担う教師の育成①

「B中学校の日課編成における工夫」

教員	担当	月						火					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
教頭		3B社	3A社		企画			1B社			3A社	1A社	3B社
教諭あ	1-A担任・主任	1A理		知2理	企画	1A総	1A総	1A道			知3理		
教諭い	生徒指導		1B体		企画	1B総	1B総	1B道		2A体	2B体		1A理
教諭う	1年副担	2A数		1A数	1B数	総合	総合		2B数	1A数	2A数		1B数
教諭え	1年副担	3A技	3B技		1A国	総合	総合		2A技	2B技		1B国	1A国
教諭お	2-A担任			2A理	2B理	2A総	2A総	2A道		3A理	3B理	2A理	2B理
教諭か	2-B担任・新採	2B社			2A社	2B総	2B総	2B道	情1社			情2社	知3社
教諭き	2年主任	1B英	1A英		企画	総合	総合		1A英		1B英	2B英	2A英
教諭く	3-A担任		2A国	2B国	3A総	3A総	3A道					3A国	2B国
教諭け	3-B担任	情1英		3B英	3A英	3B総					情1英	3B英	3A英
教諭こ	3年主任		2B音	1B音	企画	総合	総合						
教諭さ	3年副担・通級					総合	総合						
教諭し	教務・知的			3A数	企画	総合	総合		3B数				
教諭す	自情・校内C												

【授業担当】

◆教科の免許を所持する教員が、特別支援学級の当該教科の授業を担当

特別支援学級在籍生徒の学習権の保障

【授業担当】

◆採用3年目までの教員は、全員特別支援学級の授業を担当

特別支援教育経験者を計画的に増やす。

【日課編成作業】

◆特別支援学級担任と教務主任、校内コーディネーターが協力して日課を編成。教務主任が特別支援学級担任を兼ねている学校もある。

◇ポイント3 特別支援教育を担う教師の育成②

「市町教委等と連携した人材育成」

人材育成のために、校長は、市町教委等と連携し、計画的に研修を奨励します。

- ◆県教委主催「特別支援教育アドバンス講座」の受講

地域の中核教員の育成を
目的

受講は、市町教委からの推薦



- ◆特別支援教育長期研修（山口大学）への派遣

市町教委又は県立学校長の推薦
県教委で選考

→研修後、地域コーディネーターとして活躍する教員も多い。

 管理職が特別支援教育に関する研修の仕組みを理解し、適切な研修奨励が大切

「特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための工夫」

【人材育成】

<校内コーディネーターの複数体制>

- ◆ベテラン教員と若手教員によるOJT

<特別支援学級担任>

- ◆特別支援学校教諭免許状を所持する若手教員の意図的な配置

※文科省通知で、採用10年以内に複数年の特別支援教育の経験を奨励

- ◆小学校特別支援学級の教科担任制
- ◆通常の学級担任とのTTTによる指導

【校内研修】

<通常の学級担任と特別支援学級担任の交換授業（年間又は単元）>

- ◆授業力の向上
- ◆児童生徒理解の深まり

◇ポイント4 関係機関との連携

「関係機関と連携した校内体制の構築」

障害の理解や障害のある児童生徒への対応について専門的な知識のある関係機関の参画を得ることで、児童生徒への支援や人材育成の充実を図ることができます。

<特別支援学校のセンター的機能の活用>



- ◆地域コーディネーターが学校を訪問し、ケース会議や校内委員会へ参加

→より多角的な児童生徒の実態把握や日常的な支援の検討・実施

→専門的な立場からの意見による人材育成

<放課後等デイサービス職員との情報交換>

- ◆放課後の送迎の時間を利用した担当者間の情報交換

→児童生徒の多面的な実態把握

◇ポイント5 進学時の引継ぎ

「『個別的教育支援計画』を活用した支援情報の引継ぎ」

校長が、引継ぎの流れや方法を確認し、学校間で確実に引継ぎをすることで、進学先において支援の充実を図ることができます。

【中学校から高等学校への引継ぎ後の支援の例】



<書字に困難のある生徒への支援>

- ◆ワークシートの記入欄に罫線を記入
- ◆定期テストをマークシートで実施

<人間関係を築くことが難しい生徒への支援>

- ◆学級担任からの言葉かけや学級内でのグループ編制等の配慮

<特定の教科が苦手な生徒への支援>

- ◆授業担当者へ情報提供し、各教科等の授業における学習上の配慮



校内支援体制整備チェックリスト

校内支援体制の充実には、校内の特別支援教育の推進状況を把握することが大切です。

下の表は、校内支援体制の項目ごとに、「体制づくり」「支援の実践」「実効性の向上」の3段階で示しています。自校の状況を振り返り、課題となっている部分を確認しましょう。

【①段階:基礎的な体制づくり ②段階:具体的な支援の実践 ③段階:実効性の向上】

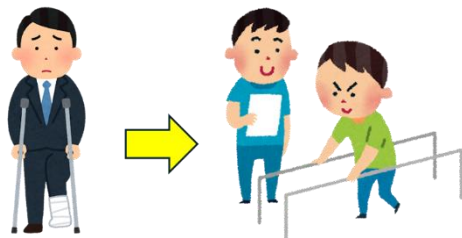
特別支援教育を柱とした学校経営	
①	☐ 管理職が特別支援教育の責任者として、全教職員の特別支援教育の理解促進を図り、校内支援体制の整備に取り掛かっている。
②	☐ 管理職を中心として、全教職員が特別支援教育について理解しており、校内支援体制の整備をほぼ終えている。
③	☐ 管理職のリーダーシップのもとで、全教職員が積極的に校内支援体制の一層の充実に取り組んでいる。
組織対応	
①	☐ 全教職員が特別支援教育や障害に関心をもち、「チーム学校」として指導や支援の必要性を感じている。
②	☐ 全教職員が特別支援教育や障害に関心をもち、該当する児童生徒の担任等が積極的に支援できる環境を整えている。
③	☐ 全教職員が特別支援教育や障害に高い関心をもち、外部の専門人材を活用しながら関係教職員が役割を分担して効果的に支援を行っている。
校内委員会の設置	
①	☐ 校内委員会を設置し、校長が、その機能と役割を教職員に明確化している。
②	☐ 校内委員会を定期的に開催し、状況に応じてケース会議等を随時開催している。
③	☐ 校内委員会を定期的に開催するとともに、学年会等を通じた情報交換を活発に行っている。
校内委員会の運営	
①	☐ 学習面や行動面に困難を示す児童生徒の在籍状況等、特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒の実態を、該当生徒の担任だけでなく組織的に把握している。
②	☐ 校内委員会等で、特別な教育的支援の必要な全ての児童生徒の在籍状況や各学級の実情等を全校的に把握し、教育的ニーズを共有している。
③	☐ 校内委員会や事例検討会等において、特別な教育的支援の必要な生徒一人ひとりの実態を継続的に把握し、指導・支援の改善につなげている。
教職員の理解推進と専門性の向上(人材育成)	
①	☐ 特別支援教育に関する校内研修を年間計画に位置付けている。
②	☐ 計画的な特別支援教育の校内研修に加え、管理職は、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めている。
③	☐ 事例検討会や特別支援教育の視点に立った授業研究会を、計画的、継続的にやっている。
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・管理(進学等における引継ぎ)	
①	☐ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の意義を理解し、校内委員会で必要性を検討し、作成している。
②	☐ 作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえた、具体的な指導や支援を行っている。
③	☐ 校内委員会等で、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価、改善を行うとともに、進級・進学時に支援情報を引き継いでいる。
保護者との連携の推進	
①	☐ 校内コーディネーター等相談窓口を担当する教職員を決め、相談対応の流れを定めている。
②	☐ 相談窓口を担当する教職員名や校内コーディネーターの役割等を、すべての保護者に周知している。
③	☐ 保護者からの相談への対応について、基本的な流れを決めており、必要に応じて、校内委員会等で対応を協議し、家庭と連携した一貫性のある支援を行っている。
専門家・専門機関との連携の推進	
①	☐ 必要に応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関についての情報を収集している。
②	☐ 必要に応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携する体制を整えている。
③	☐ 様々な機会を生かし、生徒の実態把握や具体的な指導や支援に関する情報交換等を関係機関と行っている。

◇障害の捉え方の変化「医学モデル」から「社会モデル」へ

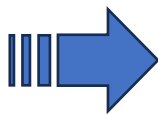
障害の捉え方は、国や文化、社会的背景、時代によって異なることがあります。

現在、「医学モデル」から「社会モデル」へ、障害の捉え方が変化しています。

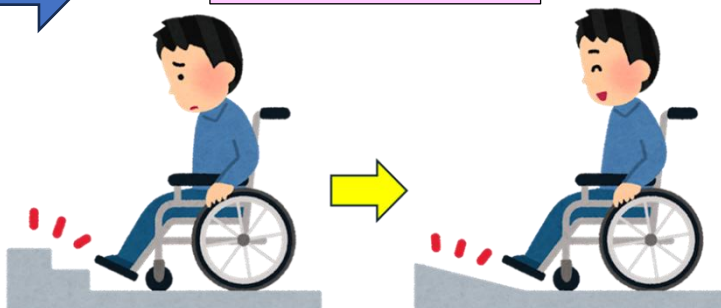
「医学モデル」



障害は、病気やけがなどから生じた器質的損傷や機能不全であると捉え、それによる社会生活上の困難は、治療やリハビリで回復・改善をめざすという考え方



「社会モデル」



障害児・者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけでなく、社会の中の様々な障壁と相対することによって生じるという考え方

教師の子どもへのかかわり方次第で、現在ある障壁を小さくしたり、子どものもてる力を最大限伸ばしたりする可能性が広がります。

◆「障害の捉え方の変化」について学ぶ

管理職のための特別支援教育研修コンテンツ「②障害の捉え方の変化」（県教委 令和7年3月）

◇インクルCOMPASSガイド

～インクルーシブ教育システム構築に向けて～

障害のある子どもも、障害のない子どもも同じ場で共に学ぶための仕組みであるインクルーシブ教育システム。その実現に向けた自校の取組を「見える化」し、次の一步を考えるためのツールとして、国立特別支援教育総合研究所（特総研）が開発した「インクル COMPASS」の活用が有効です。

インクルーシブ教育システム構築のための取組状況を、7つの観点でチェック。自校の強みと課題を整理し、今後の方向性を検討する際のヒントを得ることができます。

◆7つの観点

- ①体制整備、②施設・設備、③教育課程、④指導体制、⑤交流及び共同学習、⑥移行支援、⑦研修



【活用方法・場面】

- 学校で支援体制を再点検
- 研修会の教材
- 校内で共通理解を図るツール
- 次年度の計画の検討資料



インクル COMPASS
ガイド



インクル COMPASS
ナビゲーションシート



参考資料



◇管理職のための特別支援教育研修コンテンツ

校長が、特別支援教育実施の責任者として、リーダーシップを発揮し、特別支援教育の充実に向けて、校内の支援体制を整備していくために必要な内容を、まとめています。

県教委特別支援教育推進室のWEBページ、又は、右の二次元コードからご覧いただけます。
(ダウンロード可能)



【コンテンツタイトル】

- 1 特別支援教育の視点を取り入れた学校経営
- 2 障害の捉え方の変化
- 3 スクールワイドPBSによる学校づくり
- 4 合理的配慮の提供
- 5 関係機関との連携
- 6 適切な学びの場の検討
- 7 特別の教育課程編成

◇県教育委員会作成テキスト 等

- 通常の学級における特別支援教育の充実のために（平成26年3月）
- 高等学校等における特別支援教育（平成23年3月）
- 学校における「合理的配慮」の提供～ともに「学び」、ともに「輝く」～（令和2年3月）
- 『個別の教育支援計画』Q & A及び記入例（第3版）（令和3年3月）



上記以外にも、校内研修等で活用できるテキスト、資料等を、特別支援教育推進室WEBページに多数掲載しておりますので、ぜひ参考にしてください。

◇文部科学省・国立特別支援教育総合研究所

【文部科学省】

- 特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月）
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月）
- 特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）（令和4年3月）
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）（令和5年3月）

【国立特別支援教育総合研究所】

- NISE 学びラボ
特別支援教育に関する研修動画が多数掲載されています。（登録が必要です。）
- インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック（令和3年3月）



【ガイドに関する問合せ先】

山口県教育庁特別支援教育推進室

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4615

【資料のダウンロード】

山口県 特別支援教育推進室



※このガイドは、令和5～7年度文部科学省「発達障害のある児童生徒への支援事業（管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上体制構築事業）」の成果をもとに作成しました。